芦屋町障害者計画 令和3年度取組結果·令和4年度計画表

Ι.	
4	

評価	事業数	%
0	43	67
0	14	22
Δ	1	2
_	6	9
合計	64	100

凡例 「評価」の区分

:計画の目標を達成した

0 :概ね計画を達成した :計画どおりに実施できなかった Δ

:本年度は該当施策はなかった

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野1:安心な暮らしの実現

基本方針	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
		◆体育施設やレジャープール、タウンバス等の利用料について、引き続き障がい者割引を行います。 ◆「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がい者等の外出や移動を支援します。	生涯学習課	・総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。 ・障がい者に関連する記事などが掲載される時期に合わせ、総合運動公園使用料割引制度について、広報あしやに情報を掲載する。	・福祉課が発行している「福祉のしおり」に 掲載した。・町のホームページ及び広報あしやへの掲載はしていない。	Δ	・総合運動公園使用料割引制度について引き続き周知する必要がある。	・総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。
			産業観光 課 発	・レジャープール開設時に引き続き障がい者 割引を実施するとともに、観光協会ホーム ページ及び福祉のしおりで周知する。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため営業中止となった。	_	割引制度について引き続き周知する	・レジャープール開設時に引き続き障がい者割引を実施するとともに、観光協会ホームページ及び福祉のしおりで周知する。
	3.移動支援		環境住宅課地域振興・交通係	・ 芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施する(継続)。 ・タウンバス及び市営バスの町内100円運賃試行を継続する。 (令和2年6月1日から令和5年3月31日) ・ 芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とする(継続)。	・		・令和2年度よりタウンバス及び市営 バスの町内100円運賃試行を実施し ており、今後も継続するため市営バ スの路線・便数の確保が必要であ る。	・芦屋タウンバスについて、障がい児割引(料金が4分の1)を新たに設ける。 ・タウンバス及び市営バスの町内100円運賃試行を継続する。 (令和2年6月1日から令和5年3月31日) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とする(継続)。
1) 生活			環境住宅課金額	・利用者の利便性向上のため、バス停ベンチ8台の設置を行う。・タウンバスの利用者へのアンケート調査を行う(継続)。	・利用者の利便性向上のため、バス停ベンチ8台の設置を行った。・タウンバスの利用者へのアンケート調査を行った(継続)。		・巡回バスの運行ルートは町内ほぼ全域をカバーしているが、山鹿の夏井ヶ浜	・「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、バス停ベンチや上屋等の経年劣化に伴う更新確認を行う。 ・タウンバス、巡回バス利用者へのアンケート調査を行い、必要な停車箇所、ルートの把握を行う。(継続)
沽環境の整備	住宅バリア	◆町営住宅においては「芦屋町町営住宅長寿命化計画(後期)」に基づく改善や整備を行います。	住宅宅係	 ・緑ヶ丘団地7-6棟のエレベーター設置工事を 行う。 ・緑ヶ丘団地7-9棟のエレベーター設置のため の実施設計を行う。 	を行った。	0	・計画通り実施できており、特段の問題は無い。	・令和4年度については、住宅バリアフリー化を進める事業を予定していない。(令和5年度において、緑ヶ丘団地9棟のエレベーター設置を予定している。)
	1L の !#	◆一般住宅においては、障がい 者の状況に応じた住環境の整 備として地域生活支援事業等に より住宅改修を支援します。障 がい者等の外出や移動を支援 します。	障がい者 ・ 課・ ・	・サービスガイド、福祉のしおり等による周知を継続する。 ・地域生活支援事業等、必要な支援を相談支援員や民生委員・児童委員へ周知する。	・サービスガイドや福祉のしおりに掲載し周知を図った。 ・民生委員・児童委員に対しては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議が中止となり、周知はできなかった。 ・相談支援員に対し、地域生活支援事業等制度について周知した。	0	・支援を必要としている人へ情報が 行き届くよう周知を継続して行ってい く必要がある。	・サービスや福祉のしおり等による周知を継続して行う。 ・地域生活支援事業等、相談に応じ必要な支援を相談 支援員や民生委員・児童委員へ周知する。
	道路・公共施設	◆障がい者等が利用しやすい よう「福岡県福祉のまちづくり条 例」に基づき、計画的に公共施 設のバリアフリー化を進めま す。	都市整備課 施設所管課	下記の予定工事設計にバリアフリー化を検討する。 ・緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(6棟) ・緑ヶ丘団地9棟改修工事 ・芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事	・計画どおり工事及び設計にバリアフリー化を実施した。・緑ヶ丘団地6棟エレベーター設置工事・緑ヶ丘団地9棟実施設計・芦屋釜の里収蔵展示施設実施設計		・新設や既存施設の改修に合わせ て、バリアフリー化を検討する必要 がある。	・芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事を予定しており、 それに併せバリアフリー化工事を行う。
	推の 進バ リアフ	◆計画的に道路のバリアフリー 化を進めるとともに、県道等の 整備についても県へ働きかけを 行います。	都市整備課	実施する。	・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事(R3計画分)を実施した。 実施延長L=109m ・役場玄関前の点字ブロック等整備工事を実施した。	0	・歩道の整備を実施する際に点字ブロックの設置を検討していく。 また、県が管理する道路についても 点字ブロックの設置を協議していく。	・令和4年度は道路工事自体はあるが、バリアフリー化工事を要する工事の計画はない。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

<u>分野1:安心な暮らしの実現</u>

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
73 21		◆自主防災組織への活動支援 を行うとともに、新たな組織設置 へ向けた働きかけを行います。	総務課係	・防災士の資格取得にあたる受験費、教材費、登録料などの必要経費を町が負担し、防災士育成事業を案内するとともに、地域での防災士定着を図っていく。	・防災に関する出前講座(東町区・はまゆう区)を実施した。 ・柏原区の有志グループ(柏原区)に対し、防災に関するテーマ別研修を3回行い、防災知識、避難行動に関し、啓発した。	0	・新たに防災士資格を取得した方の 活用の仕方を検討していく。	・区長会等の地縁団体に対し、防災に関しての知識の 啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を 行う。 ・防災士の資格取得にあたる受験費、教材費、登録料 などの必要経費を町が負担し、防災士育成事業を案 内するとともに、地域での防災士定着を図っていく。
(緊	◆各種ハザードマップの住民へ の周知を行います。	総庶務課係	・避難訓練を実施する際は、自身の住む地域をハザードマップで確認するよう周知し、避難行動時に活用してもらうようにする。	・出前講座(東町区、はまゆう区)、有志グループ(柏原区)での研修時に、ハザードマップを活用し自宅や地域の危険箇所、避難方法について周知を図った。 ・ハザードマップを見直し、災害、防災情報に加えて、マイタイムラインに関するページを新たに設けた。(令和4年度各戸住民配布)	0	・第2次地域福祉計画策定時の住民アンケート(H30)では、若年者ほどハザードマップを確認していない割合が多く、(20代の84.4%が確認していないと回答)50代未満への層の働きかけ、周知が課題である。	 ・出前講座等において、ハザードマップの活用と周知を図る。 ・転入者にハザードマップを配布する。 ・ハザードマップ(改訂版)を各戸住民配布する。 ・マイタイムラインについてハザードマップの活用と併せて周知する。
1) 生活環境の整備	急時の支援な	◆早期の避難行動ができるよう、情報伝達等の向上を目指します。	総 庶 務 課 係	・災害対策基本法の改正が予定されており、 避難勧告がなくなり、避難指示に一本化され	・戸別受信機を各戸、世帯に配布し、災害時等の情報伝達手段を整備した。 ・広報あしや7月号で災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告が廃止され避難指示へ一本化されたことなどを周知した。			・戸別受信機を用いて、災害時の情報を各戸で受信できるよう配信するとともに、防災メールまもるくん、緊急速報メール、Yahoo!防災アプリ、芦屋町Line、Lアラート、dボタン(KBC)などを効果的に使用し、いつでもだれでもどこでも、災害時の情報を適時適切に配信する。
VITE		◆避難行動要支援者名簿の更 新と個別計画の作成支援等に より、障がい者等の支援体制の 充実を図ります。	高齡者支援係	に、名簿の取扱い・活用に関して関係者への周知を行う。 ・広報あしやで避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、総務課と調整しながら、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりを支援するなどの取組を進める。	は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが研修資料の配布を行った。 名簿登録同意者 734名 全対象者 2,049名 研修会参加者 0名(中止) ・区長会、民生委員児童委員協議会で避難	0	・国の動向を踏まえて、全ての自治区において避難行動要支援者に係るの際が計画が符号されている。	・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関して関係者への周知を行う。 ・広報あしやで避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、総務課と調整しながら、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりを支援するなどの取組を進める。
		◆災害発生時等の要支援者への支援を充実させるため、町内の障がい福祉サービス事業所との連携を進めていきます。	障がい者・生活支援係	・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。	- 相字される巛字時の車例をなげ、短が渡	0	・万が一の災害に備え「災害時等における福祉避難所への人的派遣に関する協定書」の確認を含めた図上訓練の継続が重要である。	・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野2:情報アクシビリティの向上及び意志疎通支援の充実

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
(1) 障がい	情報提	◆視覚障がい者が行政情報を 円滑に得られるよう、広報紙の 内容を音声によって提供しま す。] 政策保 課係	 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしやで周知する。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施する。また、各課へホームページ掲載記事の内 	を行った(個人1名、1団体) ・ホームページで、広報あしやを音声で提供していることを周知した。 ・新人職員を対象にホームページ作成研修	0	・ウェブアクセシビリティに対応した 記事が今後も作られるよう、職員へ の定期的な研修やホームページ掲 載記事の内容確認が必要である。	・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしやで周知する。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施する。また、各課へホームページ掲載記事の内容の点検や改善を促す。
報提供等の充実障がい者に配慮した情		◆障がい者等の情報取得を支援する機器の貸出を行うとともに、コミュニケーションを手助けする助聴器等を行政窓口等へ設置します。	障がい者・生活支援係	 ・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続する。 ・障がいの状況に合わせ、助聴器やコミニュケーションボードを活用し対応する。 	貸出物品 ・点字プリンター ・点字テプラ ・拡大読書器 ・ポータブルレコーダー 貸出件数 0件 ・拡大読書器: 芦屋図書館に設置 ・相談や手続き等必要に応じて、福祉課に設置している助聴器及びコミニュケーションボードを活用し対応した。	0	・窓口対応時等、筆談や必要に応じ情報支援機器を活用しコミニュケーションを図れるようにしていくことが必要である。	 ・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続する。 ・障がいの状況に合わせ、助聴器やコミニュケーションボードを活用し対応する。
(2) 障がい		◆聴覚障がい者等が、日常生活において円滑な意思疎通が行えるよう手話通訳者の派遣を行います。	い 者 福・ 祉 _生	・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手 話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話	・登録手話通訳者 2名・手話通訳者派遣延べ回数 12回・手話通訳者派遣延べ時間 34.5時間	0	・必要時に迅速に派遣できるよう、 手話通訳者と引き続き連携を図る必 要がある。	・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害者の日常 生活での自立を支援する。 ・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者 派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有す る。
援の充実い者の意思疎通支	通 支 援	◆聴覚障がい者等への円滑な 手続きの支援を行うため、行政 窓口に手話通訳者を設置しま す。	障がい者・生活支援係	・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。	・庁内に手話奉仕員を1名配置し、聴覚障 がい者の手続き等がスムーズに進むよう支 援した。	0	・庁内の手話奉仕員が不足している ため、講座等に参加し育成をしてい く必要がある。	・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
	障がいについての啓発	◆障がい等によって生じる暮ら しづらさへの理解を広めるととも に、障がい者等への差別をなく すため、広報等による啓発を行 います。	障がい者・生活支援係	・12月3日~9日までの障害者週間にあわせ、 広報あしやにて、障がい者への理解等を働き かける記事を掲載する。 ・人権まつりでの啓発を行う。 ・ヘルプカード及びヘルプマークを提示された 人が、適切な援助や配慮を行うことができる よう、ヘルプカードのポスター掲示、チラシ、 ヘルプカードの配布を行い、ヘルプカード・ヘ ルプマークについて広く周知を図る。	・広報あしや12月号で、障がい者への理解促進を図る記事を掲載した。 ・新型コロナの影響により、人権まつりが中止となったため、人権まつりでの啓発は行えなかったが、成人式で障がいの理解促進チラシ及びクリアファイルを配布し啓発を行った。 ・人権週間の行事としてオンラインでの人権講演会(障がい者の人権)を開催した。 ・ヘルプマークのポスターを庁内に掲示し、周知を図った。 ・ホームページにてヘルプマークの周知を継続して行った。	0	・人権まつりを通して、多くの方に障がい者理解を深める必要がある。	・12月3日~9日までの障害者週間依あわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。 ・人権まつりや成人式等で、障がいについての啓発を行う。 ・ヘルプカードの窓口での配布、ヘルプマークについての周知を継続して行う。
(1) 障がいに対する	田田	◆障害者差別解消法の周知を 行い、事業者による合理的配慮 の提供を促します。	障がい者・生活支援係		・広報あしや12月号及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について掲載し、合理的配慮の周知をした。 ・合理的配慮の提供を民間事業者に義務付ける「改正障害者差別解消法」について、商工会報(11月発行分)に記事を掲載し、事業者に対し周知をした。	0	・商工会と連携し、継続して事業者に対し、広報あしや、町のホームページ、商工会報等で合理的配慮について周知をしていくことが必要である。	・広報及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の掲載を継続し合理的配慮の周知をする。 ・12月3日~9日までの障害者週間に合わせて、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知をする。
理解の推進	会の	◆人権まつりを開催し、障がい 者団体等による催しや作品に 触れ障がいへの理解を深める 機会を提供します。	生涯学習課	・12月4日~10日の人権週間にあわせて、第 23回芦屋町人権まつりを開催し、来場者に障 がい者への理解を深める機会の提供に努め る。	拡大防止の観点から中止となったため、障	_		・12月4日~10日の人権週間にあわせて、第24回芦 屋町人権まつりを開催し、障がい者への理解を深める 機会の提供に努める。
	一	◆障害者差別解消法に基づく 町条例を制定し、差別の解消等 を推進します。	障がい者・生活支援係	・町のホームページへ掲載し継続して周知を図る。・人権まつり等に合わせ障害者差別解消の推進に関するリーフレットの配布をする。	・広報あしや12月号及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について掲載し、周知をした。 ・新型コロナの影響により、人権まつりは中止となったが、成人式で障害者差別解消の推進に関するリーフレットを配布した。	0	・条例の内容の周知を継続していくことが必要である。	・広報あしや及び町のホームページに掲載し、継続して周知を図る。 ・人権まつり等に合わせ、障害者差別解消の推進に関するリーフレットの配布をする。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
		◆障がい者の権利や財産を守るための成年後見制度の周知を行います。	高齢者支援係	・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。 ・郡内3町及び中核機関と連携し、制度の啓	・中核機関を設置し、住民からの相談に専門職が対応する環境を整備している。講演会等を通じて制度の周知を図ることとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講演会が中止となった。 ・成年後見制度利用促進計画を策定し、計画的に制度の周知・浸透を図っていくうえでの目標を明確にした。また、広報あしや・HPで出張相談会の開催を伝えたほか、広報あしや4月号に成年後見制度の説明記事を掲載した。		・成年後見制度の利用を必要とする 住民に確実に情報が届くよう、成年 後見制度利用促進計画にのっとり、 周知を進めていく必要がある。	 ・中核機関と協力しながら、住民からの相談に適切に対応する。 ・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。 ・郡内3町及び中核機関と連携し、制度啓発のための講演会を開催する。
(2)権利擁護の推進	応じる い場	◆成年後見制度利用の相談に 応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利 用支援を行います。	高齢者支援係		・介護職向けの勉強会を1回実施した。住民向けの講演会については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。 ・後見制度の利用に困難を抱えている人からの支援要請、相談はなかった。		・成年後見制度の利用を必要とする 住民に確実に情報が届くよう、成年 後見制度利用促進計画にのっとり、 周知を進めていく必要がある。	・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。 ・成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人のなり手がいない人や、後見人等に対する報酬を支払う金銭的余裕がない人など、制度の利用に困難を抱えている人を支援する。
			障がい者・生活支援係	・成年後見制度についての相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり必要時には相談支援機関や関係機関へつなぐことで必要な制度が利用できるようにする。	・成年後見制度について障がい者の相談はなかったが、地域包括支援センターと連携し、関係機関へつなぐ準備を整えた。		・相談者が必要としている制度を利用できる中核機関とともに支援を継続していくことが必要である。	・成年後見制度についての相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり、相談支援機関や関係機関へつなぐことで必要な制度が利用できるよう支援する。
(3)障がい		◆障がい者虐待について広報 紙や町のホームページへ掲載 し広報・啓発活動により、虐待 の防止を図ります。	障がい者・生活支援係	・12月3日~9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報に掲載し、ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。	・県から送付されるポスターを庁内に掲示 し、チラシ、ホームページにて周知を図っ た。	0	・虐待防止につながるよう、啓発を 継続していくことが必要である。	・12月3日~9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報に掲載する。 ・ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。
い者虐待の防止	1虐待の防止	◆障がい者虐待を疑われる事 案の相談や通報に応じ、関係 機関と連携して障がい者虐待 の早期対応を図るとともに、養 護者のケアを行います。	障がい者・生活支援係	・虐待に的確に対応できるよう研修会等に参	・障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修(障害者虐待防止法と町の役割、通報の受付と情報収集等について)に参加し、職員の資質向上を図った。 ・障がい者虐待の相談実績はなかった。		・障がい者虐待について的確に相 談対応ができるよう職員の資質向 上が必要である。	・虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し、職 員の資質の向上を図る。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
	相談窓口の	◆相談支援事業所による一般 相談窓口を設置し、障がい者の 相談対応の充実を図ります.	障がい者・生活支援係	・一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「まつかぜ荘」 ・相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を 行う。	・一般相談窓口として指定特定相談支援事業所に委託した。 「みどり園」 「まつかぜ荘」 相談件数 14件/年 ・相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、上記事業所の案内を行った。	0	・一般相談窓口(委託)を引き続き設置する。 ・窓口での情報提供を継続し、相談対応を充実させる必要がある。	・一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「まつかぜ荘」 ・相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利 用等について、窓口で情報提供等を行う。
(1) 相談支援体制	充実	◆町ホームページ等で、障がい 者等へ困りごとに応じた相談窓 口の周知を図ります。	障がい者・生活支援係	・相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 ・相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。	手帳交付時や相談者へ周知した。	0	・必要な時に相談できるように、相談窓口について、今後も周知をしていくことが必要である。	・相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 ・相談窓口について、福祉のしおり、町のホームペー ジにより継続して周知を図る。
の充実・強化	地 域 で の 相	◆障害者相談員が障がい者の 地域の相談窓口となり、福祉 サービスや手続き方法の紹介 等を行うほか、関係機関との連 携を図ります。	障がい者・生活支援係	・相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。 ・障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。	・身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応できるようにした。 相談件数 5件 ・新型コロナ感染症感染拡大防止のため、福岡県身体障がい者相談員研修会は中止となった。 ・町のホームページに、身体・知的障がい者相談員を顔写真入りで掲載し、相談員の周知を図った。	0	・身体・知的障がい者相談員の資質の向上及び相談窓口の周知を継続	・身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。 ・相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。 ・障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 ・町のホームページに、身体・知的障がい者相談員について掲載し周知する。
	談活動	◆民生委員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。住民がより気軽に相談できるよう、研修等でスキルアップを図ります。	障がい者・生活支援係	・障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員・児童委員へ身体・精神障	・適宜、民生委員・児童委員からの相談に対し、必要なサービス等について案内した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、民生委員・児童委員に対し勉強会を開催することができなかった。	0	・民生委員・児童委員が適切な支援 を行えるよう、芦屋町の福祉サービ スの知識を深めていただくことが必 要である。	・地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 ・障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員・児童委員へ身体・精神障がい者福祉のしおりを配布し説明をする。(定例会) ・民生委員・児童委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
	^周 制 知度	◆障がい者等がニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられるよう、町ホームページやサービスガイド等で制度の周知を行います。	征 係 · 課 生 活	・福祉サービス等について町のホームページやサービスガイド・福祉のしおり等で制度の周知を継続する。 ・福祉制度等について、法や制度の改正に合わせ、町のホームページの内容を更新していく。	・社会資源マップ(町のホームページ)や サービスガイド等に、福祉サービスについ て継続して掲載し周知を図った。	0	・障がい者のサービスや制度について、適宜、情報の更新を行い内容を充実させていくことが必要である。	・町のホームページやサービスガイド等で福祉サービスについて継続して周知する。・法や制度の改正に合わせ、町のホームページやサービスガイド、福祉のしおりの内容を更新していく。
		◆障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、個々のニーズに応じて居宅介護や放課後等ディサービス等のサービスを提供します。また、遠賀・中間地域で連携を取りながらサービス等を検討していきます。	福祉課	労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がい児・者へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供をする。	・支援を必要とする障がい者から相談を受けた時に、聞き取りや相談支援専門員との連携により、対象者にとって必要なサービスを検討した。その上で、障害者総合支援法・児童福祉法に基づいて支給を決定し、福祉サービスを提供した。 ・遠賀中間地域での地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた取り組みを行った。 ※緊急時の受け入れについての協議 ※地域生活支援拠点等のチラシの作成 ※地域生活拠点等評価シートの作成	0	要である。	・障がい者の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がい児・者へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供をする。 ・地域生活支援拠点等について、機能の充実を図るため1市4町(中間市・遠賀郡)での協議を継続する。
(2) 福祉サ		◆放課後等デイサービス「芦屋すてつぷくらぶ」を運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供します。	福祉課 保・生活支援	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ 日中過ごす場所を提供する。 ・チラシの配布や広報掲載を行い、周知をし ていく。	・町の要綱に基づいて福祉サービスを提供した。 利用実人数 7名 延人数 782名 開所延日数 282日 (R4.3.31時点) ・芦屋すてっぷくらぶのチラシを作成し、相談時 や教育相談会の時に配布をした。また、広報あ しや2月号に掲載し周知した。	0	・サービス利用が必要な障がい児に、サービス提供ができるように、 芦屋すてっぷくらぶの周知を継続し て行う必要がある。	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。・チラシの配布や広報掲載を行い、周知をしていく。
ービスの☆		◆遠賀郡4町で「障害者支援センターさくら」を運営委託し、障がい者へ日中過ごす場所を提供します。	度生 福がい者・ 課・ 係	・さくら改修工事、移譲について、スケジュール含遠賀郡4町で協議を行う。 (・R4年度 さくら改修工事施工・R5年度 移譲)	・遠賀郡4町でさくらの改修工事及び民間 への移譲に係る工程、事務分担等の協議 を行った。		・移譲に向けた事務手続きについて、遠賀郡4町で協議を重ねていく必要がある。	・令和5年度の民間への移譲に向けて、遠賀郡4町で引き続き協議を行う。
充 実 	Ят	◆緊急通報装置貸与事業や福祉タクシー料金助成事業等により、障がい者等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業・寝具洗濯乾燥サービス事業・救急医療情報キット給付		・サービスの利用状況による評価を行い、サービスごとに、今後の必要性について検討を行う。 ・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届くよう、民生委員やケアマネジャーなど、本人の身近な人を通じた情報提供を行う。 ・福祉サービスガイド(冊子)を作成、配布することで、サービスの内容を分かりやすく住民に知らせる。	・ケアマネジャーや福祉サービスガイド等により各事業の周知を図った。事業の利用者数は以下のとおり。 ・高齢者等配食サービス事業利用人数 78名・寝具洗濯乾燥サービス事業利用人数 0名・緊急通報システム事業利用人数 31名・救急医療情報キット給付R3年度中配布 34個(累積1,078個)	0	・利用者が限られているサービス (寝具洗濯乾燥サービス等)につい て、ケアマネジャー等を通じた事業 啓発を行っても利用者が増えない 状況であり、これらについて町が サービスを提供する必要性を検討 すべきである。	・サービスの利用状況による評価を行い、サービスごとに、 今後の必要性について検討を行う。 ・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届く よう、民生委員やケアマネジャーなど、本人の身近な人を通 じた情報提供を行う。 ・福祉サービスガイド(冊子)を転入手続時等に配布するこ とで、サービスの内容を分かりやすく住民に知らせる。
	による生活支援	事業 ・自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障害者介護用品 給付 サービス事業 ・心身障害者扶養共済制度 助成事業	福祉課福祉まち援	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、サービス利用状況の把握を行い、ニーズに合ったサービスの提供を行う。 ・民生委員・児童委員協議会等で、サービス内容について説明し、住民への周知を依頼する。 ・身体・精神障がい者福祉のしおりで、相談者や手帳交付者へ周知する。	・福祉のしおり等により各事業の周知を図った。		・支援を必要とする人に、必用な情報が確実に届くよう、情報提供の手法についてエ夫が必要である。	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、状況の把握を 行い、ニーズに合ったサービスの提供を行う。 ・身体及び精神障がい者福祉のしおりで、手帳交付者や相 談者に対し、周知を図る。
(3)意思決定支援の推進	よる 意	◆障がい者の人格や個性を尊重し、生活における自己決定・自己選択の支援を行うため、相談員による計画相談等の利用を促進します。	福名。 祉生	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。	R3:70.3%(サービス利用者数37名中26名セルフプラン11名) ・ 暗がい者の計画相談の支給決定者数	0	・すべての障がい者(児)に対して、計画相談の利用を促進していくことが必要である。 ・サービス利用者には、計画相談・障がい児相談支援の利用を勧めていく必要がある。	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

基本方針	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
	相談体制	◆乳幼児健診等により、支援を 要する乳幼児の早期発見を図 り、療育につなげます。	健康・こども課健康づくり係	・関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へ繋げる。 ・母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、子育て世代包括支援センターについての情報提供による周知を図り、相談しやすい体制を継続するとともに、必要な支援へ繋げる。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に行い、感染対策を徹底していることを周知して、受診を控えないよう、勧奨する。	・関係機関(町内保育所・幼稚園、学校教育課、福祉課、子育で支援係、子育で支援センター等)と日頃から連携を深め、適宜情報交換・情報共有を行い、必要な支援を行った。 ・三課(学校教育課、健康・こども課・福祉課)情報共有会議に参加し、各課との情報共有を図った(3回/年)。・転入時、母子健康手帳交付時など子育で世代包括支援センターの周知を行った。 ・乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査などで、ことばや発達の相談があった場合は、ほぼえみ相談(ことばや発達の相談)や乳幼児健康診査の小児科医師に相談して、必要な支援に繋げた。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行い、乳幼児健診を実施した。4カ月児健康診査は受診率96.3%(R2年度97.9%)1歳6カ月児健康診査は受診率92.6%(R2年度87.5%)、3歳児健康診査は受診率92.6%(R2年度91.5%)。受診率目標は共に93%であるが、1歳6カ月児及び3歳児健診は前年度に比べ受診率が増加している。	0	・関係機関との情報交換や連携会議などで、相談体制を連携を継続する必要がある。 ・乳幼児健康診査や転入時など子育て世代包括支援センターについての情報提供を徹底して、相談る。 ・新型コロナウイルス感染症によって受診を控えることがないよう、所型コナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行い、感染対策を十分に行い、感染対策をもしていることを引き続き周知していく必要がある。	・関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へ繋げる。 ・母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、子育て世代包括支援センターについての情報提供による周知を図り、相談しやすい体制を継続するとともに、必要な支援へ繋げる。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に行い、感染対策を徹底していることを周知して、受診を控えないよう、勧奨する。
(4)障害児に対する支援	の充実	◆臨床心理士によることばの相 談により、支援を要する幼児の 早期発見を図り、療育につなげ ます。	健康・こども課健康づくり係	・母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、ほほえみ相談についての情報提供を徹底して、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する。 ・ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室を案内する。教室では、母子に対して人と関わることの楽しさや社会生活を送る上での必要な技術を教えることで、乳幼児の健全な発達に向けて支援する。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ほほえみ教室が中止となった場合は、適宜話フォローするなど、育児相談を必要に	・ほほえみ相談(ことばや発達の相談)は、実施回数12回(R2年度9回)、相談実人数56人(R2年度31名)、延人数67名(R2年度43名)。 ・乳幼児健康診査時のほほえみ相談人数は、1歳6カ月児健康診査時16名(R2年度2名)、3歳児健康診査時14名(R2年度7名)。 ・ほほえみ教室(親子発達教室)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5回中止となったが、実施回数7回(R2年度7回)、参加実人	0	・乳幼児健康診査でほほえみ相談を実施することで、R2年度より乳幼児健康診査での相談者が増加している。また、転入時など、ほほえみ相談についての情報提供を行い、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する必要がある。 ・ほほえみ教室は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ウェルになることが多く、継続的に教室	・母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、ほほえみ相談についての情報提供を徹底して、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する。 ・ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室を案内する。教室では、母子に対して人と関わることの楽しさや社会生活を送る上での必要な技術を教えることで、乳幼児の健全な発達に向けて支援する。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ほほえみ教室が中止となった場合は、適宜電話フォローするなど、育児相談を必要に応じて実施する。 ・ほほえみ教室参加者については、適宜評価を行い適切な時期に児童発達支援、保育所等訪問支援等の療育の利用につなげることができるよう支援する。
	障がい児の療育支援	◆障がい児保育への補助制度 により、障がい児保育を充実し ます。	健康・こども課子育て支援係	・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。	・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行った。 若葉保育所:444,000円(対象児童:1名) 芦屋保育園:1,332,000円(対象児童:3名) 緑ヶ丘保育園:888,000円(対象児童:2名) ※公立保育所については、私立保育所に対する補助金相当額を指定管理料に含んでいる。 【参考】 山鹿保育所:1,332,000円(対象児童:2名)	0	・保育所から現在の補助金額では 加配に要する経費を賄えないという 声が上がっていることから、加配に 際し実際に必要とする経費及び適 当な補助金額について調査・検討 する必要がある。	・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するため に必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

基本方針	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
(4)	障が	◆臨床心理士が保育所や小中学校を訪問する巡回相談により、児童への助言をはじめ必要な支援を行います。	学校教育课学校教育係	受な又族につなける。 3回/年 ・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、 専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。	支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和3年度:3回開催	o	・専門的な支援がなされるように、今後も巡回相談を継続していく必要がある。	・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 3回/年 ・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 6回/年
障害児に対する支援	い児の療育支援	◆関係課による協議の場を設け、支援を要する児童への対応を充実させます。		・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課) 情報共有会議を開催し、課題や情報の共有 を行うことで対応の充実を図る。 3回/年	・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催することで、それぞれの部署における課題や情報の共有を行った。 令和3年度:3回開催	0	・関係部署で情報を共有することで支援を充実させていくことが今後も必要である。	・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共 有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応 の充実を図る。 3回/年

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

基本方針	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
	妊婦健診・訪問	◆若年妊産婦やハイリスク妊婦への支援のため、妊婦健診を確実に受診するよう指導します。	健康・こども課健康づくり係	回数を14回中10回以上とする)の目標を、98%以上とする。妊婦歯科健診の受診率の目標を、20%以上とする。 ・妊婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨を電話や面談にて行う。	・妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)は、96%であった。妊婦歯科健診の受診率は、22%であった。 ・電話で妊婦への体調確認を行った。また、その際、妊婦健診や妊婦歯科健診の受診勧奨を行った。妊婦への体調確認(電話・面談)延 118件。	0	・コロナ禍の状況の中であっても健 診は受診するよう、継続して勧奨し ていく必要がある。	・妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)の目標を、98%以上とする。妊婦歯科健診の受診率の目標を、30%以上とする。・妊婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨を電話や面談にて行う。
(1)保健	問指導の推進	◆乳幼児全戸訪問を行い、出 産後の指導を徹底します。	健康・こども課健康づくり係	・今後も医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子保健事業を通して、母子の	・低出生体重児や育児不安のある産婦には、生後2カ月よりも早く訪問に行き、母子	0	・母子健康手帳交付時や妊娠中の体調確認、妊婦健診の結果を確認することで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する必要がある。 ・医療機関(産婦人科医、小児科医)等と連携をとり、出生後は母子保健事業(乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査等)を通して、継続的に母子を支援する必要がある。	・母子健康手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。 ・医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子保健事業を通して、母子の継続的な支援を行う。
健サービスの充実	母子健康教	◆保護者等の支援のため、母子手帳交付時の保健指導を充実します。	健康・こども課健康づくり係	実施・評価を行う。また、妊婦の個別――人に応じた情報提供や相談支援を継続する。 ・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。	・ハイリスク妊婦など、手厚い支援を要する 妊産婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行った。また、妊婦の個別ニーズに応 じた情報提供や相談支援を行った。 支援プラン作成2件。 ・ハイリスク妊婦の支援のために、適宜医 療機関との連携を図った。	0	・支援を必要とする妊婦を把握するため、医療機関(産婦人科医院など)と連携し、早期に支援につなげていくことが必要である。	・ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。 ・医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。
	育の充実	◆両親学級の参加拡大のため、保健指導の機会等に周知を行い参加を促します。	健康・こども課健康づくり係	・	・両親学級は年3回の開催で21名の参加があった。助産師などから話を聞くことで出産への不安が和らげることができた。 ・すくすく広場(栄養講話)は4組の参加があり、子どもの食生活や家族の食生活を見直すきっかけとすることができた。 ・子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。		・様々な情報が溢れているので正しい知識の普及が必要である。 ・参加者のニーズを把握し、知りたい情報を提供し、支援していく必要がある。	・両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養講話)を継続して行い、母子健康教育の充実を図る。 ・子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とする。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

基本方針	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
(1)保健サ	健康診査・健康	◆障がいにもつながる生活習 慣病等の予防や早期発見のため、健診受診率の向上に努め ます。	健康・こども課健康づくり係	・令和3年度の目標受診率は45%となっている。若い世代の受診率が低いため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の節目の年の健診自己負担金を無料とする。5月に受診券を対象者全員に送付し、未受診者には10月と1月に個別通知による再勧奨を行い、通知後に電話等で勧奨を行う。また、継続受診率向上のため、前年度受診者へ、前年度受診した翌月に随時勧奨を行う。 ・医療情報収集事業やデータ提供依頼については、過去1回でも協力してもらった人へ令和3年度も提供依頼を行う。	4パターンに分けた個別通知による再勧奨を行い、合わせて電話勧奨を実施した。かかりつけ等で血液検査を受けている人にはデータ提供依頼を徹底した。その結果、集団で385名、個別で164名が受診し、データ提供者は219名であった。 R3年度37.0%(暫定・R4.2月末実績) R2年度受診率(31.4%)と比較し、上昇する見込みである。また、節目の年を無料にした影響もあり、40・50代の受診率も2~5%	0	早期からの健診の必要性を周知し、 受診を促す必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症拡	・令和4年度の目標受診率は52%としている。受診率向上のため、引き続き40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の節目の年の健診自己負担金を無料とする。また、受診再勧奨はがきを往復圧着はがきで送付し、受診しない人には受診しない理由を確認し、受けやすい体制確保に努める。さらに、継続受診率向上のため、2年連続受診者は3回目の健診料を無料とし、1年に1回の受診を促していく。前年度受診者へ、前年度受診した月に随時勧奨の電話を行うことも引き続き実施していく。・医療情報収集事業やデータ提供依頼については、過去1回でも協力してもらった人へ令和4年度も提供依頼を行う。
ービスの充実	は相談の充実	◆健診の結果に応じて特定保 健指導を実施し、重症化予防を 図ります	康・こども課権がくり係	人へ紹介状を発行し、医療機関への受診を 勧める。また紹介状発行から3カ月後を目途 に紹介状の返信のない人のレセプトによる受 診の確認を行い、未受診の場合は再勧奨を 行う。 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意 を個別健診受診者にも得られるように、かか りつけ医との連携を図る。	療機関への受診勧奨や令和4年度の特定 健診の受診勧奨を行った。 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムについては、17名が該当し、そのうち10名がプログラムに同意した。かかりつけ医で健診を	©	・検診結果が受診勧奨判定値以上の人で、医療機関未受診者を減らすため、引き続き、電話等で勧奨していく必要がある。 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意率を向上させるため、特に個別健診受診者へ重症化予防への取り組みを勧めていく必要がある。	・特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の対象者へ紹介状を発行し、医療機関への受診を勧める。また紹介状発行から3カ月後を目途に紹介状の返信のない人のレセプトによる受診の確認を行い、未受診の場合は再勧奨を行う。 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意を個別健診受診者にも得られるように、かかりつけ医との連携を図る。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

<u>分野6:行政における配慮の充実</u>

基本方針	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
(1) 行政におけ	合理的配	◆職員研修を行い、町職員による障がい者等への差別の解消 及び合理的配慮に対する理解 を深めます。	福祉課・生活支		・差別解消法や合理的配慮に関する職員 研修会は2年に1回開催(次回は令和4年 度)のため、令和3年度は実施しなかった。	_	・今後も差別解消法や合理的配慮 について、各職員の理解を深めてい くことが必要である。	・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会を実施する。 ・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布 し理解を深める。
いる合理的配慮の推進	『慮の提供	◆窓口や事業等において、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供を行います。	障がい者・生活支援係	・窓口に、筆談用の白板や助聴器を設置し必要時、活用して対応する。	 窓口での相談時などに、筆談用の白板や助聴器を設置し、対応を行った。 ・手話奉仕員を庁内に設置した。 ・点字プリンター ・点字テプラ ・拡大読書器 ・ポータブルレコーダー ・拡大読書器: 芦屋図書館に設置 	O		・窓口に、引き続き筆談用の白板や助聴器を設置し、 必要時には活用して対応する。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
		◆民間事業所等に対し、障がい 者雇用に関する制度の周知を 行い障がい者雇用の促進を図 ります。		・事業者への周知について、引き続き商工会	も情報を記載し周知を図った。	0	安でのる。	・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知については、国及び県のチラシ等を活用し実施する。
(1) 雇用の場の拡大	雇用の	◆障害者優先調達推進法に基 づく障がい者就労施設からの物 品等の調達方針により調達目 標を定め、受注機会の増大を図 り障がい者雇用を促進します。	障がい者・生活支援係	・障害者優先調達法に基づく物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。	令和3年度実績 46件 7,772,373円	O	・行政内で働きかけを行い、受注機会を拡大していくことが必要である。	・障害者優先調達法に基づく物品等の調達を継続して行う。・物品等の調達実績をホームページで公表する。
		◆行政内において、就労の場 の提供を検討します。	障がい者・生活支援係総務課人事係	・「障がい者活躍推進計画」に基づき働きや すい職場づくりに取り組む。	・「障がい者活躍推進計画」の計画通り、雇用した。 令和3年度現在の行政内(芦屋町)に おける雇用者総数 3名	0		・「障がい者活躍推進計画」に基づき今後も雇用者数 を維持していく。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

_分野7:雇用・就業の支援

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
		◆就労を希望する障がい者等 に対し、障害福祉サービス等に より就労の機会を提供し一般就 労に向けた支援を行います。	障がい者	・障害者就労・生活支援センターや障害福祉 サービス(就労移行支援事業所・就労継続支 援A・B型の事業所)の利用を案内する。	・一般就労が困難な障がい者に対し相談支援専門員と連携し、障がい福祉サービスを提供することで就労の機会を確保した。 令和3年度の利用者の人数(令和4年3月末時点) ※カッコ内は令和2年度末の支給決定者数 就労移行支援 :2名(2名) 就労継続支援A型:8名(7名) 就労継続支援B型:37名(39名)			・障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス (就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業 所)の利用を案内する。
(2) 総合的な就労支援	職業リハビリテー ションの推進	◆事業所や障害者就業・生活 支援センターと連携し総合的な 就労支援を行います。		・利用布望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援していく。 ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議に参加し就労への様々な情報を共有することで、就労支援へ活かす。	・対象者の状況を把握し、適したサービスや就労に関しての情報を提供した。 ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議には、業務の調整がつかず参加できなかった。	0	スへ移行できるよう支援していく)。	・利用希望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援していく。 ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議に参加し就労への様々な情報を共有することで、就労支援へ活かす。
		◆広報紙で職業訓練等の周知 を行います		・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での提示や町のホームページ、 広報あしやで周知する。		0	・就労に関する情報提供を継続していくことが必要である。	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知する。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野8:教育の振興

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
(1) 福祉教育の充実	小・中学校における福祉教育等の推進	◆小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がい者理解を深めます。	学校教育課	・各学校における特別支援学級や通級指導 教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者へ の理解を深める。	・児童・生徒及び保護者に対し、特別支援コーディネーターが特別支援学級や通級指導教室に関する説明(啓発)を行った。	0	・対象者が毎年変わるため、継続して啓発を行っていくことが必要である。	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓 発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。
(2) 教育相談の充実		◆教育相談会を実施し、支援を 要する児童・生徒の教育的支援 や就学指導及び進路指導を行います。	学校教育課	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が 面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定)	保護者を対象に、小児科医師や臨床心理	0	・支援が必要な児童や生徒に対し、専門的知見からの指導、助言を行う教育相談を継続して行っていくことが必要である。	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定)
(3) 特別支援	特別支援教	◆芦屋町特別支援教育連携協議会において、支援を要する児童・生徒に対し将来を見据えた円滑な支援がなされるよう協議を行います。	学校教育课	継続した支援がなされるよう連携強化を図	・保・幼・小・中だけでなく、学識経験者や特別支援学校教諭、保護者等を招聘し芦屋町特別支援教育連携協議会を開催した。これにより、情報共有を図ると共に、継続した支援がなされるよう連携強化を図った。令和3年度:2回開催	0		・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。 2回/年
援教育の充実	育の充実	◆「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	学校教育课	面談を行う。その中で、子どもの気になる点	ル」を活用した、学校職員と就学児及び保護者の面談を実施した。その際、紛失や未記入者に対しての記載を呼び掛けた。	0	・「あしやすくすくファイル」の活用、 利用促進について継続して啓発して いくことが必要である。	・就学児健診の際に「あしやすくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野9:社会活動の推進

基本	施策	施策の内容	所管課 (係)	R3計画	R3取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R4計画
(1)交流活動の促進	🗒	◆障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がい者との交流を図り障がい者の社会参加を促進します。	生涯学習課	・障がい者レクスポ大会の開催日程を検討するため、関係団体を招集して、調整会議を行う。 ・広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。 ・特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。 ・広報あしやに障がい者に関連する記事などが掲載されるのに合わせて情報を掲載する。	・障がい者レクスポ大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。		・障がい者レクスポ大会等のレクリ エーション活動を通じて、障がい者と の交流を図り障がい者の社会参加 を促進するため、これまで通り事業 を継続する。	 ・障がい者レクスポ大会の開催日程を検討するため、関係団体を招集して、調整会議を行う。 ・広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。 ・特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。
		◆手話奉仕員養成講座により、 地域におけるボランティアの担 い手を育成します。	障がい者・生活支援係	る。 手話奉仕員養成講座(基礎編)開催 期間:6/30~1/19 25回 場所:中間市地域交流センター	・1市4町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催した。 手話奉仕員養成講座(基礎編)期間:6/30~3/16 25回場所:中間市地域交流センター 芦屋町の参加者 0名 ・広報あしや5月号にて手話講座開催について掲載した。	0	・地域で活動するボランティア育成を 継続して行っていくことが必要である。	・1市4町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。 手話奉仕員養成講座(入門編)開催期間:6/29~11/16 20回場所:岡垣町 いこいの里 ・広報あしや及びホームページで手話奉仕員養成講座開催について周知する。
(2) 各種団体の支	障がい者団	◆障がい者団体等の活動推進 のため、団体の広報活動や団 体間の連携を支援します。	障がい者・生活支援係		・要請が無かったため、町のホームページ や広報あしやで障がい者団体の活動等に ついて周知は行わなかった。	_		・要請に応じ、町のホームページや広報あしやで障がい者団体の活動等について周知する。 ・周知する際に活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく活動状況の写真も一緒に掲載する。
援	1友	◆障がい者団体等が行う事業 について自発的活動支援事業 に基づき助成を行い、団体活動 を支援します。	障がい者・生活支援係	・	の申請がなかった。		・障がい者の自発的な活動を充実させるために制度の周知を図っていくことが必要である。	・芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知する。・事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。